

コロナ問題を契機とした 規制・制度／経営・業務改革

Hello, Future!



2020年4月22日

コロナ問題を契機とした規制・制度／経営・業務改革の見取図 (新経済連盟政策提言 4月9日より抜粋)

規制・制度改革

経営・業務改革

コロナ対処
に直結

- ✓ オンライン医療提供体制
- ✓ オンライン教育
- ✓ オンライン株主総会
- ✓ 労働法制の改革
- ✓ マイナンバー制度の活用

- ✓ リモートワークの推進

スタートアップやベンチャー企業の活躍

コロナ問題を
契機とした
新たな
国づくり

- ✓ 社会全体のデジタル化の推進
- ✓ レガシー規制の見直し
- ✓ データ連携・活用の環境整備
- ✓ 国民運動の実施 ほか

- ✓ DXの見える化
- ✓ DX連携の支援
- ✓ DX投資のインセンティブ

本日のプレゼン内容

規制・制度改革

経営・業務改革

コロナ対処
に直結

- ✓ オンライン医療提供体制
- ✓ オンライン教育
- ✓ オンライン株主総会
- ✓ 労働法制の改革
- ✓ **マイナンバー制度の活用**

✓ **リモートワークの推進**

スタートアップやベンチャー企業の活躍

コロナ問題を
契機とした
新たな
国づくり

- ✓ 社会全体のデジタル化の推進
- ✓ レガシー規制の見直し
- ✓ データ連携・活用の環境整備
- ✓ 国民運動の実施 ほか

- ✓ DXの見える化
- ✓ DX連携の支援
- ✓ DX投資のインセンティブ

目次

1. マイナンバー制度の活用

2. リモートワークを阻害する押印の現状

3. ベンチャー・スタートアップ企業の活躍

1. マイナンバー制度の活用

2. リモートワークを阻害する押印の現状

3. ベンチャー・スタートアップ企業の活躍

1. マイナンバー制度の更なる活用について

- ① 今回のコロナ対応における諸外国の迅速な給付金支給との対比などにより、**マイナンバー制度の活用の必要性が広く認識**
- ② **預金口座との紐づけ早期整備をはかる**とともに、普及に弾みをつけるためにも、第一弾の給付金について、マイナンバーカードを所持する人にはマイナポータルでの受付などにより早期支給（**マイナンバー受付のファーストレーン化**）
- ③ 第二弾、第三弾の経済対策も見据え、9月以降実装されるマイナポイントによる給付金支給等も検討
- ④ そのため、給付金申請書の送付にあたっては、**マイナンバーカードの申請方法及び申請書、マイナポータルの登録方法も同封**

1. マイナンバー制度の活用

2. リモートワークを阻害する押印の現状

3. ベンチャー・スタートアップ企業の活躍

2. リモートワークを阻害する押印の現状

【問題の所在】

1. コロナ感染症の影響緩和のため在宅でのリモートワークが推奨される中、「押印」のためだけに会社に出社せざるを得ない人が続出、危険な状況
2. 法令上と慣行上において、官・民手続き、民・民手続きの両方でまだ押印作業が残っており、本当に押印が必要なのかを含めて整理がされない
3. 国民の健康を守る観点からも一刻も早い「すべての押印手続きの撤廃」が必要

2. 官・民手続きの押印リスト（会員企業の例）

◆ A社（新経済連盟加盟企業）における行政手続きの押印リスト

	相手方	印鑑が必要な書類	提出先
1	国	外国人の在留関係書類	出入国在留管理庁
2	国	外為法届出書	日本銀行
3	国	雇用保険の関係書類	ハローワーク
4	国	労災保険の関係書類	労働基準監督署
5	国	就業規則などの提出書類	労働基準監督署
6	国	健康保険の関係書類	健保組合、協会けんぽ
7	国、地方自治体	税務書類（国税、地方税）	税務署、市区町村
8	地方自治体	勤務証明書	市役所
9	地方自治体	給与支払報告書(総括表)	市区町村
11	地方自治体	市町村との契約書類	市役所
12	地方自治体	市町村への請求書書類	市役所

2. 官・民手続きの押印リスト（その他寄せられている事例）

◆ 新経済連盟に寄せられている行政手続きの押印リスト

- ✓ 資金決済法の届出関係
- ✓ 古物営業許可申請（根拠法に規定はないが実印まで求められる）
- ✓ 地方自治体ではシステム開発等の一般入札において入札前審査がありその時点で印鑑証明書提出（その時点で押印書類はなし。本審査(コンペ)に進んで押印する書類発生）
- ✓ この度の事業継続緊急対策（テレワーク助成金）の申請も印鑑証明＋実印必須(2か所)
- ✓ 消防法関係
 - 防火管理者・消防計画・訓練通知書・自動通報
 - 工事・使用開始
 - 設備の設置・設備業届出
 - 防火・防災対象物点検報告
 - 設備点検報告
- ✓ 医療法人の書類
 - 申請書届出書の類はすべて
 - 監事監査報告書/指導:運営の手引きに実印と記載(都道府県により異なる)
 - 役員就任承諾書、履歴書(両方印鑑証明提出)/印鑑証明の提出を含めて指導事項
 - 役員名簿(法人印/そもそも提出自体が指導事項)など
- ✓ 法定調書合計表
- ✓ 調達関係の書類全般
- ✓ そもそものオンライン申請の前提となる電子証明書の発行申請書に印鑑が必要

2. 民・民手続きの押印について

- ◆ **コロナ感染症の影響により「民・民」手続きは電子請求、電子契約等に移行する動きがある**



- ◆ **押印慣行の見直しに向けた政府からの働きかけや電子契約促進など国民運動の展開と必要な環境整備を行ってはどうか**
- ◆ **また、銀行など金融機関や不動産関係の手続きには押印が必要なケースが多く金融庁や国交省等事業官庁から指導できないのか？
(押印が必要ない銀行もある)**

2. 必要な対応策①

【緊急でやるべきこと】

1. 本当に押印が必要かどうかの「押印仕分け」を実施、押印が不要なものをリスト化し一括法令改正＋運用改善
2. 銀行など金融機関や不動産関係の手続きには押印が必要なケースが多く金融庁や国交省等事業官庁から押印不要を指導【再掲】
3. 地方自治体の書類も同様に押印の廃止を含め総務省から緊急指導
4. 民・民手続きで電子契約等に移行するためのインセンティブを導入
5. 政府の審議会委員就任手続きの押印撤廃、役所交付文書の公印廃止

【中期的にやるべきこと】

1. 仮に実印がいるとしても印鑑証明書まで求めている場合はオンラインではID/PW方式とし、印鑑証明書まで求めている場合はオンラインでは電子署名方式で認めるように法令を改める（その際、要件を限定するなどの使い勝手の悪いやり方は排除※）
2. 商業登記電子証明書など高コストでUI/UXがわかりにくいものについては改善

※自治体と民間の契約の際に求められる電子署名に使用する電子証明書は通常の民間同士の場合と比べて要件が限定、また役員変更時等による商業登記変更申請の場合取締役会の議事録添付が必要だがその際の電子申請に使用する電子証明書の要件が制限

2. 必要な対応策②

◆ その他のアナログ原則（以下アナログ10原則）についても対応

①対面/面前原則

②書面での作成・備置・提出・交付・通知の原則

③押印原則

④行政機関による印紙による支払原則

⑤様式原則（一定の記入様式を定めるもの）

⑥出頭原則（情報アクセスやデータ取得が出頭を前提）

⑦現場・店頭での専門家の常駐/配置要請の原則

⑧人手による目視での調査・点検・検査の原則

⑨原本原則（書面を証拠書類・原本とするもの）

⑩現金原則

新経済連盟提言より

<https://jane.or.jp/proposal/pressrelease/10170.html>

1. マイナンバー制度の活用

2. リモートワークを阻害する押印の現状

3. ベンチャー・スタートアップ企業の活躍

3. 3段構えのスタートアップ支援

超短期

資金繰り支援

- 従来型の支援パッケージは中小企業が主な対象
- スタートアップの事業モデルに当てはまらず（特に**売上減少要件**）

問題認識

- **スタートアップに特化した要件の創設**
- **専用の受付窓口の設置**
- **国としてスタートアップ向けの支援パッケージの一元的な情報集約、メッセージの発信**

打ち手

短期・中長期

投資支援

- **すでにスタートアップ投資（特にシード期）は冷え込みの兆候**
- **先細りしないような投資の下支えが必要**

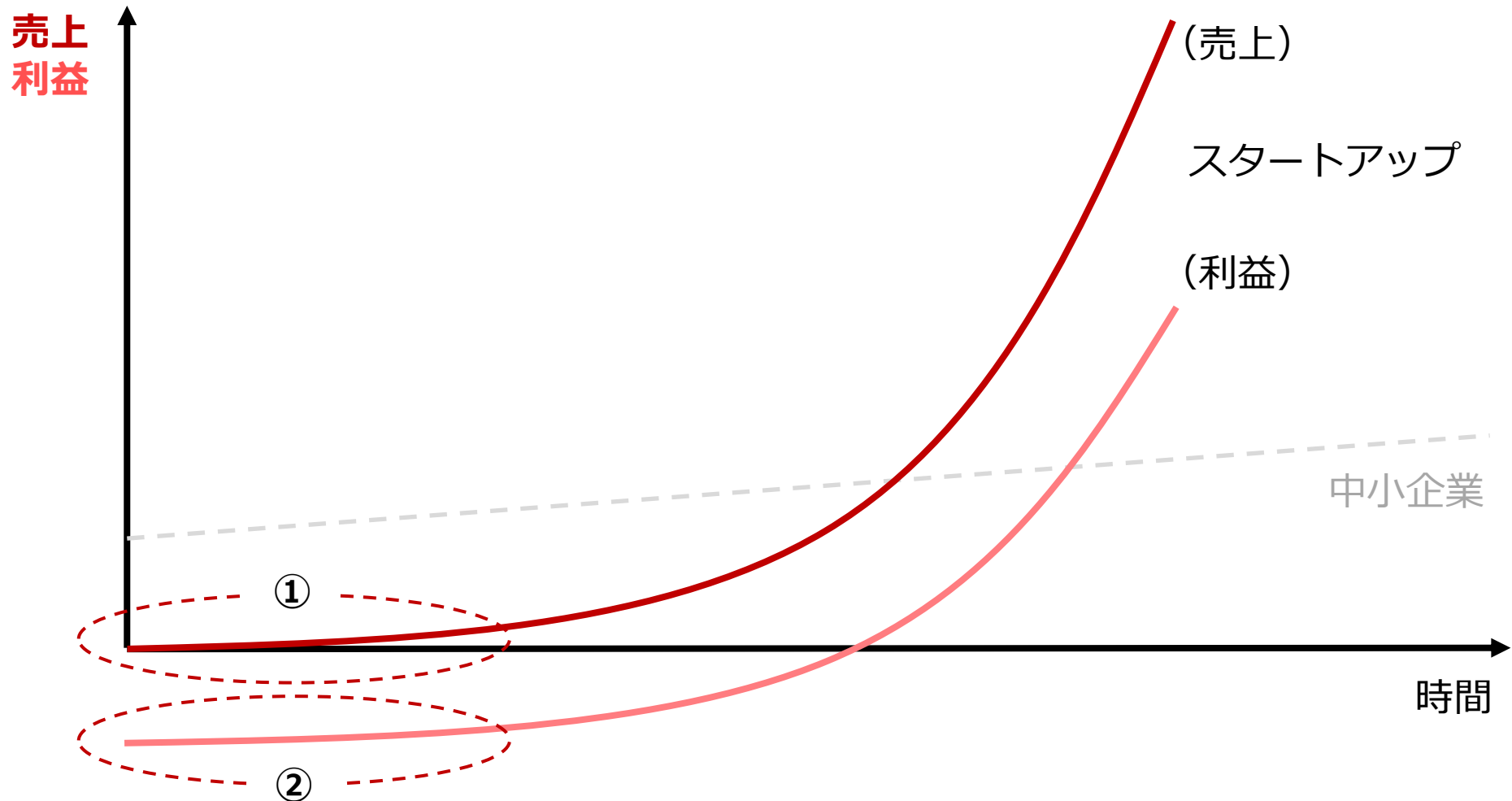
- **小規模POC（実証実験）に対する支援**
- **コロナ対応やDX推進に資する技術・サービスへの投資促進**
 - **オープンイノベーション税制の深堀**
 - **政府系ファンドによるマッチング出資**

社会実装支援

- **官民の徹底的なDX推進にスタートアップの一層の活用が必要**

- **公共調達改革**
- **オープンデータの推進**

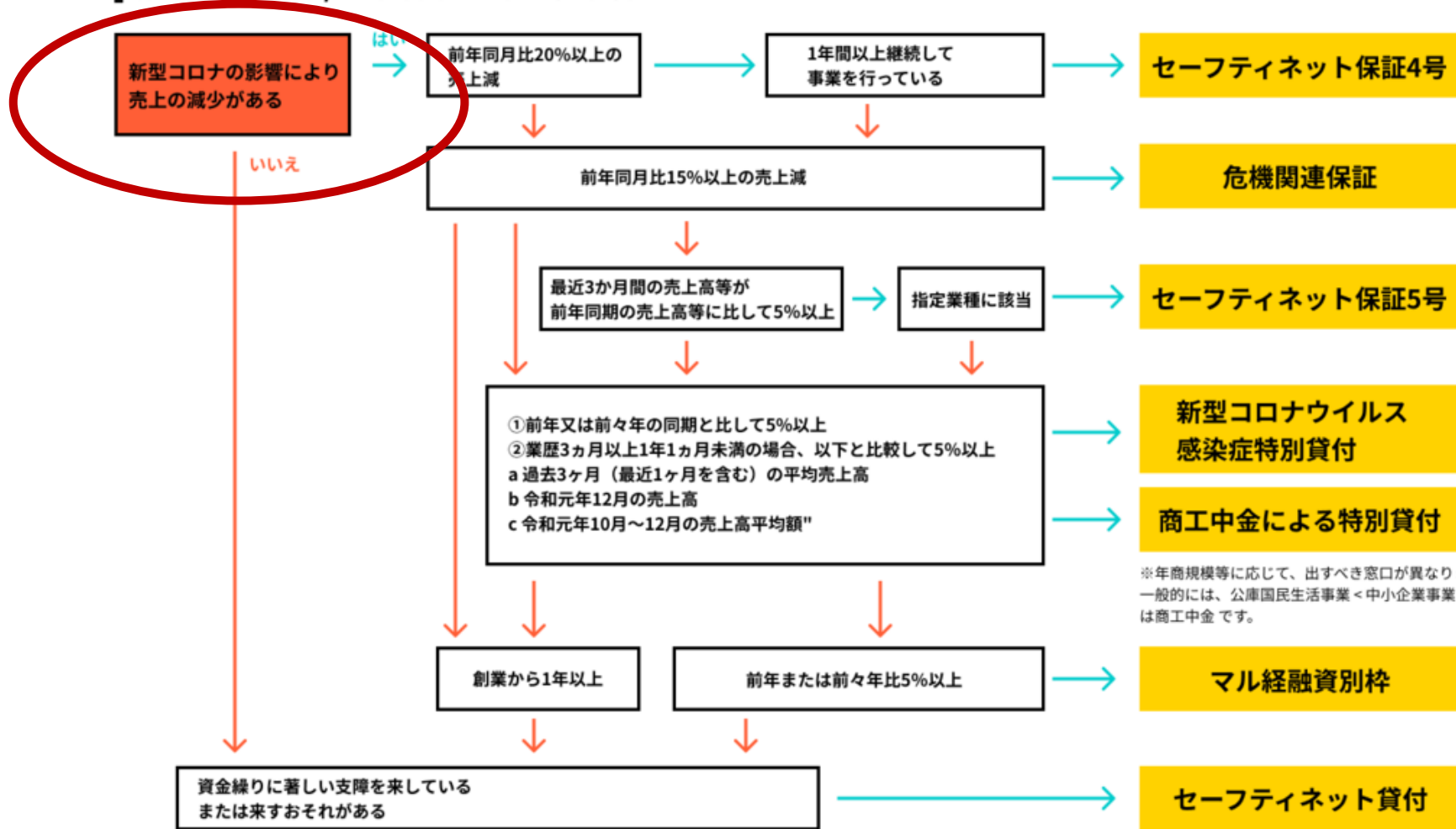
【参考】スタートアップの成長モデルと支援施策の課題



- ① シード期のスタートアップは売上がないので売上減少要件が当てはまりにくいし、そもそも融資の対象になりにくい。
- ② 人件費、家賃などの固定費はかかる。VCからの資金調達も滞ると資金が回らない。

【参考】 中小企業の支援パッケージ

旅館業/飲食業/喫茶店業以外の事業者



※年商規模等に応じて、出すべき窓口が異なります
一般的には、公庫国民生活事業＜中小企業事業または商工中金です。



【参考】スタートアップへのアンケート調査

- 特にシード期のスタートアップを中心に、売上減少要件に当てはまらないことで、資金繰りが苦しいとの声が多い（Creww株式会社調べ）

■ 危機対応融資が受けられない

- ① 創業期でそもそも昨年売上がない
- ② 売上は前年比で上がっていても、まだ単月黒字化に至るステージではない
- ③ 研究開発型で当面売上が予定されていない

■ 融資検討の優先順位が落ちる

- 中小企業と異なり、売上・収益がそもそもあまりないので、融資の検討順位が落ちる

■ VCなどリスクマネーの供給は冷え込み

- シードやシリーズAへの投資検討は機能不全状態となっている。支援措置として新規事業投資（リスクマネー）への視点があれば嬉しい

3. コロナ環境下で雇用維持・拡大と経営DXを両立するための打ち手

- コロナ環境下で雇用への不安が増大
- 一方、コロナ環境でも強い企業によるM&A等を通じて雇用維持を図りながら、経営DXを一気に進める打ち手を通じて、産業の新陳代謝をはかる

雇用**維持**のための打ち手

- ◆ **雇用維持型M&Aに伴う課税の減免**
 - ✓ コロナ環境下という厳しい環境下でも社会全体で雇用維持をはかるために、通常のM&Aで発生する課税（法人税、消費税等）につき、雇用維持型M&Aの場合には売り手・買い手双方の企業に対して課税免除
- ◆ **雇用維持型M&Aの場合の雇用調整助成金の助成率拡充の延長**
 - ✓ 既に行われている助成率拡充につき、雇用維持型M&Aの場合には買い手企業に対して施策の期間を一定程度延長

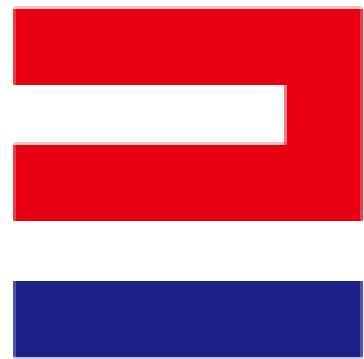
雇用**拡大**のための打ち手

- ◆ **雇用拡大に伴う社会保険料負担分補助**
 - ✓ コロナ環境下という厳しい環境下でも雇用拡大を促進する中小企業について、今後新たに正社員を雇い入れた部分について、社会保険料事業主負担分を一定期間補助

【海外事例参考】

- ✓ 米国CARES Act (3/27/2020)
 - 適格雇用者が各四半期に負担する賃金の約50%を当該四半期の雇用者負担分から税額控除（※買収事例に限らない）

Hello, Future!



新經濟連盟

Japan Association of New Economy